

2019年4月16日

各 位

T A C 株 式 会 社  
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 多 田 敏 男  
 (コード番号 4319 東証第一部)  
 問 合 せ 先 執 行 役 員 IR 室 長 野 中 将 二  
 電 話 番 号 0 3 - 5 2 7 6 - 8 9 1 3

## 前受金保全信託制度終了のお知らせ

当社は、下記の通り、本日開催の取締役会において、前受金保全信託制度を2019年8月末日を以って終了することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 前受金保全信託制度の概要

受講者からお支払頂いた未経過受講料の一部を当社の保有財産から切り離して信託勘定で分別管理し保全しております。

契約締結日	2008年9月9日
契約締結当事者の名称	委託者：当社 受託者：株式会社三井住友銀行
主たる契約の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講期間が1年を超える受講者を対象に、未経過受講期間が1年を超える期間分の受講料を当社の保有財産から切り離して、株式会社三井住友銀行を受託者とする信託勘定で分別管理しております。</li> <li>・毎月末に未経過受講期間が1年を超える期間分の受講料を信託するとともに、未経過受講期間が1年以内となった受講料は信託財産から償還されます。</li> <li>・経営破綻など、当社に万が一の事態が生じた場合には、信託契約が終了し、受益者代理人（社外弁護士）に信託財産が償還されます。受益者代理人は、その時点で初めて各受講者に連絡を発し、未経過受講料の金額・振込先の銀行口座等を確認し、未経過受講料を返還いたします。</li> </ul>

### 2. 前受金保全信託制度終了の理由

当社では、大手英会話スクールが経営破綻した際、前払いしていた受講料が受講者に返還されないという事態が発生したこと等を契機に前受金保全信託制度を2008年9月に導入し、仮に当社が継続的なサービス提供が困難な状況になった場合であっても、受講者に未経過分の受講料を返還できる体制を整えこれまで運営してまいりました。

しかしながら、学習期間の短期化や受講料の分割払い利用者の増加等により、制度を導入した2009年3月期末に約41億円あった信託残高は2018年12月末時点で約5億円まで減少し、前受金保全信託制度の役割は制度開始時に比べて大きく低下しております。また、当社の2018年12月末時点における連結上の現預金残高は約60億円(2009年3月末時点は約13億円)、純資産は約55億(同約40億円)となっており、当社の現在における財務基盤を考慮すれば、前受金保全信託制度を終了したとしても、

受講生の方々に安心して受講頂ける環境を継続して提供できると判断し、前受金保全信託制度を2019年8月末日を以って終了することといたしました。

3. 今後の見通し

当期の業績に与える影響は軽微であります。

以 上